

本牧臨海公園・本牧市民公園特記仕様書

1 概要

所 在 地	本牧臨海公園：中区本牧元町386-1 本牧市民公園：中区本牧三之谷59																						
公園の沿革 や特徴、現 指定管理期 間中の改修 等の状況等	<p>本牧臨海公園は、昭和 19 (1944) 年 12 月 1 日に開園した風致公園で、本牧市民公園に隣り合う小高い丘にあります。昭和 30 年代後半以降の埋め立てによって、眼前にはコンテナバースや製油所のタンクが広がっていますが、それ以前は東京湾に突き出した断崖でした。晴れた日には遠く三浦半島から東京湾岸の工業地帯、千葉の木更津方面まで見渡せる見通しのよさが特徴で、広場や散策路が整備され、展望や散策が楽しめる公園です。</p> <p>令和元年度 歩道灯追加</p> <p>本牧市民公園は、昭和 38 (1963) 年から始まり昭和 43 (1968) 年に終了した本牧ふ頭関連造成用地の海面埋め立てにより誕生し、昭和 44 (1969) 年 9 月 13 日に公開した総合公園で、庭球場、運動広場、池等の施設があります。平成元年 4 月 28 日には、横浜市と上海市との友好都市締結 15 周年を記念して上海市から寄贈された「上海横浜友好園」が公開されました。</p>																						
面積	本牧臨海公園：40,998m ² (風致公園) 本牧市民公園：103,190m ² (総合公園)																						
有料施設 (本牧市民 公園のみ)	<table> <tr> <td>利用対象施設</td> <td>運動広場</td> </tr> <tr> <td>面数</td> <td>1 面</td> </tr> <tr> <td>現行の利用料金</td> <td>1 面 1 時間1,300円、夜間照明料30分2,650円</td> </tr> <tr> <td>対象種目</td> <td>軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー、ラグビー</td> </tr> <tr> <td>開場期間</td> <td>3 月第 3 土曜日～11月末 (軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール) ※ 4～11月の毎月第 1 日曜日はサッカー (少年サッカー含む) のみの利用。12月 1 日～2月末日 (サッカー、少年サッカー、ラグビー) ※ 1</td> </tr> <tr> <td>休場日</td> <td>年末年始期間 (12/29～1/3)、毎月第 1 ・ 第 3 ・ 第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</td> </tr> <tr> <td>利用対象施設</td> <td>庭球場</td> </tr> <tr> <td>面数</td> <td>8 面</td> </tr> <tr> <td>現行の利用料金</td> <td>1 面 1 時間1,100円、夜間照明料30分250円</td> </tr> <tr> <td>開場期間</td> <td>通年※ 2</td> </tr> <tr> <td>休場日</td> <td>年末年始期間 (12/29～1/3) 毎月第 3 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</td> </tr> </table>	利用対象施設	運動広場	面数	1 面	現行の利用料金	1 面 1 時間1,300円、夜間照明料30分2,650円	対象種目	軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー、ラグビー	開場期間	3 月第 3 土曜日～11月末 (軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール) ※ 4～11月の毎月第 1 日曜日はサッカー (少年サッカー含む) のみの利用。12月 1 日～2月末日 (サッカー、少年サッカー、ラグビー) ※ 1	休場日	年末年始期間 (12/29～1/3)、毎月第 1 ・ 第 3 ・ 第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	利用対象施設	庭球場	面数	8 面	現行の利用料金	1 面 1 時間1,100円、夜間照明料30分250円	開場期間	通年※ 2	休場日	年末年始期間 (12/29～1/3) 毎月第 3 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)
利用対象施設	運動広場																						
面数	1 面																						
現行の利用料金	1 面 1 時間1,300円、夜間照明料30分2,650円																						
対象種目	軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー、ラグビー																						
開場期間	3 月第 3 土曜日～11月末 (軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール) ※ 4～11月の毎月第 1 日曜日はサッカー (少年サッカー含む) のみの利用。12月 1 日～2月末日 (サッカー、少年サッカー、ラグビー) ※ 1																						
休場日	年末年始期間 (12/29～1/3)、毎月第 1 ・ 第 3 ・ 第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)																						
利用対象施設	庭球場																						
面数	8 面																						
現行の利用料金	1 面 1 時間1,100円、夜間照明料30分250円																						
開場期間	通年※ 2																						
休場日	年末年始期間 (12/29～1/3) 毎月第 3 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)																						
主な公園施 設	本牧臨海公園：ダスト広場ほか 本牧市民公園：庭球場、運動広場、管理棟、上海横浜友好園、スケートボードひろばほか																						

電気設備等	本牧臨海公園
	1 園内灯設備の概要
	(1) H5070(300W) 6基
	(2) HMA-521(250W) 11基
	(3) H537(200W) 26基
	(4) 分電盤 5面
	2 受水槽設備
	(1) タンク容量 1m3×1基 FRP
本牧市民公園	(2) ポンプ出力 0.4kW×1台
	1 高圧受変電設備（電気室及び運動広場）
	(1) キュービクル 屋内6面（高圧盤2面、低压配電盤4面）、屋外6面（高圧盤）
	(2) 動力用変圧器 100KVA 1台、50KVA 1台、30KVA 1台
	(3) 電灯用変圧器 30KVA 1台
	(4) 高圧コンデンサー 20KVA 1台
	2 負荷設備
	(1) 分電盤 7面
	(2) 制御盤 2面
	3 消防設備
	(1) 消火器 9本
	(2) 非常警報装置 2面
	4 園内灯設備
	(1) 庭園灯(40W) 2基
6 屋内照明設備	(2) 庭園灯(100W) 7基
	(3) HG4321(300W) 30基
	(4) HG5798(300W) 5基
	(5) XSH3345(300W) 3基
	(6) XSH3345(200W) 2基
	(7) 87H5011(300W) 38基
	(8) 歩道灯KHE015 3基
	5 夜間照明設備
(1) 運動広場（照明鉄塔） 4基（メタルハイドランプ 1kW×26基／鉄塔当り） 2基（メタルハイドランプ 1kW×30基／鉄塔当り）	
	(2) 庭球場（照明） 6基（メタルハイドランプ 1kW×8基／鉄塔当り）
7 放送設備	6 屋内照明設備
	(1) 管理棟
	(2) 売店
(1) 放送設備ラック（増幅器 3台、音量調整器 1台、電源装置 1台、 プログラム装置、テープデッキ他）	(3) 上海横浜友好園

	(2) レピーター盤	3面
	(3) スピーカー	14台
8 受水槽設備		
	(1) タンク容量	5m ³ ×2基 FRP
	(2) ポンプ出力	2.2kW×2台
	(3) 水質検査項目	11項目
9 空調設備		
	(1) 受付 (空冷ヒートポンプ(壁掛型)ダイキン R22CES) 冷房能力 1.02kW、暖房能力 1.09kW	
	(2) 事務室1、2 (空冷ヒートポンプ(天井カセット)ダイキン RZYP80HVH) 冷房能力 7kW、暖房能力 8kW	
	(3) レストルーム1、2 (空冷ヒートポンプ(天井カセット)ダイキン RZYP160HH) 冷房能力 14kW、暖房能力 16kW	
	(4) 上海横浜友好園 (空冷ヒートポンプ(床置埋込型)ダイキン) 冷房能力 20kW、暖房能力 22.4kW	
10 節水装置		
	(1) 中央広場 (タンク 1台、小便器 0台、大便器 1台、手洗器 0台)	
	(2) 運動広場 (タンク 3台、小便器 1台、大便器 2台、手洗器 0台)	
	(3) 園内 (タンク 6台、小便器 1台、大便器 3台、手洗器 2台)	

※1

4月1日～11月30日 (第2・第4月曜日を除く)	9:00～21:00
4月～11月の第2・第4月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～21:00
12月1日～2月末日、3月第3土曜日～3月31日 (第2月曜日、第4月曜日を除く)	9:00～17:00
12月～3月の第2・第4月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00

※2

3月1日～12月27日	9:00～21:00
3月～12月の第1、第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～21:00
12月28日～2月末日	9:00～17:00
1月～2月の第1、第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～17:00

2 本牧臨海公園電気設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数
点検	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	年1回
			ランプ交換	点検時
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 本牧市民公園電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数
点検	高圧受電設備	電気室及びキュービックル	定期点検	年1回(法定点検)
			巡回点検	月1回(法定点検)
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	年1回(法定点検)
	消防設備	消火器、非常警報装置	定期点検	年2回(法定点検)
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡回点検	年1回
			ランプ交換	点検時
	夜間照明設備	運動広場、庭球場	定期点検	年1回
			ランプ交換	点検時
	放送設備	屋外スピーカー	点検清掃	年1回
	受水槽設備	受水槽	点検清掃	年1回(法定点検)
修理	空調設備	管理棟	点検清掃	年4回
	節水装置設備	トイレ	点検清掃	年1回
	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時
修理	夜間照明設備	運動広場、庭球場	ランプ交換	随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

※1 水銀灯は同等照度のセラミックタルハイトランプ[®]又はLEDに交換してください。

4 特記事項

(1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所都心部公園担当に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所都心部公園担当から通知します。

(2) 管理許可施設について

有料駐車場及び売店等については、指定管理者が南部公園緑地事務所都心部公園担当から別途許可を受けて管理運営を行いますが、指定管理者制度とは別個の行政処分となります。指定管理区域と明確に区域を切り分け、南部公園緑地事務所都心部公園担当と事前協議のうえ、許可を得て、規定の使用料を横浜市に納入してください。

また、指定管理料と管理許可施設の管理運営に関する光熱水費等の経費は混同せず、それぞれ独立した会計として取扱い、南部公園緑地事務所都心部公園担当が管理許可施設の会計の調査を行う時は帳簿類の準備をお願いします。（事業計画書及び事業報告書は横浜市のウェブサイトで公表されますので、各年度の指定管理事業の事業計画書及び事業報告書には管理許可施設の会計や事業は記載をしないでください。）

管理許可施設の運営にあたり利用者から徴収する料金、営業時間等の管理運営の詳細は別途南部公園緑地事務所都心部公園担当と協議し、許可書の条件として定めますので、許可条件に従い業務を実施してください。（指定管理者制度の年度協定等への反映はしません）

収益の一部を本牧市民公園・本牧臨海公園及び公園施設の維持管理経費に充当することができますが、この場合は提案書で提案してください。

管理許可施設において許可目的以外の行為を行う時、運営内容の変更を行う時は、南部公園緑地事務所都心部公園担当と協議し、別途行為許可を得てください。

なお、指定管理者制度の枠外となるため、管理許可施設や設置許可施設については実績評価の対象とはなりません。

また、管理許可施設の運営は、南部公園緑地事務所都心部公園担当と協議のうえ第三者へ委託することができます。この場合、市内事業者の活用に努め、円滑な運営を維持できるよう、委託先との協議、調整、指導を密接に行ってください

(3) 高圧受変電設備について（該当する公園及び公園施設のみ）

指定管理者において、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行ってください。

(4) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて2及び3の「設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。

なお、点検報告書は点検後速やかに公園緑地整備課 設備担当に電子データで提出してください。但し、園内灯設備については、毎年9月末までに所定の様式にて提出してください。

(5) 本牧臨海公園

ア 横浜市八聖殿郷土資料館及び周辺園地について

横浜市八聖殿郷土資料館は、横浜市教育委員会所管施設で、別の管理者（公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団）が管理運営を行っているため、指定管理者の管理区域から除外します。

資材の搬入等で園内への車両の乗入等を行う場合は、横浜市八聖殿郷土資料館管理者と指定管理者とで公園利用者の安全に配慮し、車両通行方法等の調整を行ってください。

なお、当該区域の光熱水費は、本牧臨海公園とは別となっていますので、経費には算入しておりません。

イ 横浜市八聖殿郷土資料館下のダスト広場について

近隣町内会の要望により、平成28年9月から「あじさい広場」として親しまれています。本牧臨海公園公園愛護会の活動拠点となっているため、指定管理者は協働して管理運営を行ってください。また、広場周辺は、近隣町内会主催の防災訓練等で使用することもありますので、その際はできる限り協力をお願いします。

ウ 愛護会倉庫や町内会設置の防災倉庫について

横浜市八聖殿郷土資料館周辺に、町内会防災倉庫及び愛護会倉庫が所在しており、横浜市が設置許可を出しています。この許可範囲は指定管理区域から除外します。

エ 園内への駐車について

児童養護施設及び保育園が隣接しており、園路周辺に許可を受けていない車両が駐停車することがあります。公園利用者に迷惑がかからないように厳正な指導を実施し、南部公園緑地事務所都心部公園担当と連携して、違法な駐車がないようにしてください。

オ 本牧臨海公園U字溝について

本牧臨海公園の本牧市民プールに面する崖下の雨水排水用U字溝の機能維持のため年3回草刈を含む清掃を行ってください。

カ 小規模受水槽水道の自己点検について

中区福祉保健センターからの通知に従い、小規模受水槽水道の管理者点検及び結果の報告を同区福祉保健センターへ行ってください。

(6) 本牧市民公園

ア 作業ヤード内に愛護会専用の倉庫が設置されていますが、指定管理区域から除外します。

イ 本牧市民公園の運動広場は、利用種目以外のスポーツ（グラウンドの形状の変更が無く、次の利用に支障がない競技に限る）も行われています。主なものは、草地広場と合わせたグラウンドゴルフ大会（中区グランドゴルフ協会主催）です。

また、早朝野球の利用がありますので、管理運営に支障のない範囲で受け入れを行ってください。運動広場利用に関する調整事項がある場合については、別途南部公園緑地事務所都心部公園担当と事前協議をして、承認を得てください。

ウ 草地広場では、近隣住民がグラウンドゴルフの練習を行っています。一般利用及び管理運営に支障のない範囲で受け入れを行い、地域コミュニティの向上に努めてください。

エ 横浜市陶芸センターについて

本牧市民公園内にある横浜市陶芸センターは、横浜市文化観光局所管施設で、別の指定管理者が管理運営を行っているため、公園の指定管理者の管理区域から除外します。資材の搬入等で園内への車両の乗入等を行う場合は、横浜市陶芸センター管理者と指定管理者で公園利用者の安全に配慮し、車両通行方法等の調整を行ってください。

オ 公園の境界について

本牧市民公園の池北側に接する崖は公益財団法人三渓園保勝会が管理していますので指定管理区域外ですが、園内巡視の際に崖の異常を発見したときは、都心部及び前述の管理団体に連絡をしてください。

カ 公園内に進入する車両について

公園内に無許可で進入する車両については、進入を物理的に阻止する対策を講じるとともに、進入車を発見した場合、即時に退去させてください。

キ 本牧市民プールとの調整について

令和5年度中に隣接地の本牧市民プールの再整備が終了し、開園予定です。調整事項が発生した際は、南部公園緑地事務所都心部公園担当と協議のうえ、対応を行ってください。

5 課題等（様式25記載事項）

- (1) 2つの公園を同一の指定管理者によって管理運営をすることによる、応募団体独自の取組やスケールメリットを提案してください。
- (2) 本牧市民公園の池の一部を「とんぼ池」と称して、市民団体等の活動の拠点となっています。管理運営について、市民協働手法を活用した提案をしてください。
- (3) 本牧市民公園に静態保存をされている蒸気機関車及び旧横浜機関区転車台について、活用方法を提案してください。
- (4) 暑さ対策について
ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。
- (5) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

6 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応（様式26記載事項）

※「コロナ禍で、緊急事態宣言期間ではない状態」を想定して記載してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る取組について、具体的に説明してください。
※具体的な感染防止対策、他施設等での感染防止対策実績、新型コロナウイルス感染症等の影響による利用料金収入減に対する対応策、感染防止の観点を踏まえた予約受付の提案等について記載してください。
- (2) 「新しい生活様式」や、横浜市の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン」、業種、施設種別ごとに示されている「各種ガイドライン」等を踏まえたうえで、本公園においてどのように公園の魅力や多様な楽しみ方等を発信するか、また、自主事業・イベント実施時の工夫等について提案してください。
・「新しい生活様式」を踏まえた身近な公園利用のポイント（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000345.html

- ・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html